

福島県先進的EVモデル支援事業補助金実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、「福島県先進的EVモデル支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」第20条の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者の指定)

第2条 交付要綱第4条第1項に規定する計画書の添付書類は、別表1のとおりとする。

2 交付要綱第4条第2項の規定による補助事業の採択方針及び採択基準は別表2によるものとし、知事は、交付要綱第4条第1項の規定による計画書等の提出があった場合は、当該計画書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、別表2に掲げる補助事業の採択方針及び採択基準に適合すると判断した場合には、予算の範囲内で補助対象者に対し、補助金の内示を行うものとする。

(補助金交付申請)

第3条 補助対象者は、実施要領第2条第2項による内示を受けた場合には、交付要綱第8条の規定により申請書を作成し、知事に提出するものとする。

2 交付要綱第8条第2項に規定する申請書の添付書類は、別表3のとおりとする。

(補助金の交付の通知)

第4条 知事は、実施要領第3条の規定により申請書の提出があった場合には、申請の内容について別表2との適合性を審査し、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めた時は、補助対象者に対し、補助金交付指令により補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の着手)

第5条 補助事業を行う事業者（以下「補助事業者」という。）による事業の着手は、補助金交付決定があった日以後に行うものとする。

また、補助事業者は事業に着手した場合には、福島県先進的EVモデル支援事業着手届（様式4）を知事に提出するものとする。

(交付要綱第14条に規定する知事が必要と認める書類)

第6条 交付要綱第14条に規定する実績報告書の添付書類は、別表4のとおりとする。

(事業の実施状況報告)

第7条 補助事業者は、事業実施年度を含む2年間、事業実施による省エネルギー効果等のデ

ータの収集及び情報発信を行うものとし、その内容を福島県先進的EVモデル支援事業普及啓発等報告書（様式5）により各年度末に報告するものとする。

（改修等に伴う手続き）

第8条 補助事業によって取得し、又は効用の増加した設備の移転、更新又は主要機能の変更を伴う改修等をしようとするときは、福島県先進的EVモデル支援事業で取得した設備等の改修（移転、更新等）届（様式6）を作成し、知事に提出するものとする。

（災害の報告）

第9条 補助事業によって取得し、又は効用の増加した設備等について、耐用年数期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに福島県先進的EVモデル支援事業で取得した設備等の災害報告書（様式7）を作成し、知事に提出するものとする。

附則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

	添付書類
1	直近 3 期分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書等)
2	定款その他の基本約款の写し
3	登記事項証明書 (商業登記及び設備を導入する施設の不動産登記)
4	直近の法人税確定申告書の写し
5	県税の納税証明書 (未納がない証明書)
6	事業者及び施設の概要資料 (パンフレット等)
7	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 (様式 1)
8	役員一覧 (様式 1 - 2)
9	補助対象経費の算定根拠が分かる書類 (見積書等)
1 0	導入する設備の概要が分かる書類 (仕様書、図面、カタログ等)
1 1	平面図及び工事内容の分かる概略図等
1 2	太陽光発電設備に係る電力消費量等計画書 (様式 2)
1 3	要部写真
1 4	誓約書 (様式 3)
1 5	その他知事が必要とする書類

別表 2 (第 2 条関係)

補助事業の採択方針	
<ul style="list-style-type: none"> 事業者が太陽光発電設備、蓄電池システム、電気自動車及び充電設備（以下「電気自動車等」という。）の導入を行った効果を地域等へ普及する効果が高いと認められるもの。 	
補助事業の採択基準	
<p>【補助事業の実施体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の予算が適切であるもの。 補助事業に要する自己資金の調達能力が十分であり、事業を継続して安定的に実施できる見通しがある等経営内容が堅実であるもの。 事業実施スケジュールに合理性があるもの。 その他、評価すべき項目があるもの。 <p>【モデル性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車等を一体的に導入する事業であり、導入後に効果的に運用できるもの。 先導性又は他の事業者の取組の参考となるモデル性を有しているもの。 補助事業の効果を積極的に発信できるもの。 その他、評価すべき項目があるもの。 	

別表 3 (第 3 条関係)

添付書類	
1	債権者登録申請書
2	補助金振込口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できる部分のみ）
3	その他知事が必要とする書類

別表 4 (第 6 条関係)

	添付書類
1	契約書及び支出証拠書類等の写し
2	設備の保証書
3	自動車検査証又は自動車検査証記載事項の写し
4	設備の状況が確認できるカラー写真
5	設備の完成図書等
6	取得財産管理台帳兼取得財産明細書
7	系統連系の申込書の写し
8	余剰電力の売電をしないことの申立書 (任意様式)
9	その他知事が必要とする書類